

令和5年度版 地域の森と緑のつながり支援事業補助金の概要



地域の森と緑のつながり支援事業補助金について

地域の森と緑のつながり支援事業補助金は、地域の子どもたちが地域住民とともに森林・林業に理解と関心を持ち、そのつながりを感じられるよう、『みえ森と緑の県民税市町交付金』を活用して、住民自治協議会が実施主体となる森と緑の学習活動に関する費用を助成するものです。

補助金額は、住民自治協議会が主催する森林環境に関するイベント・学習活動等に要する経費の範囲内で、一事業5万円を上限としています。

事業の目的（テーマ）と事業例

事業の実施にあたっては、目的（テーマ）が林業や森林環境教育などに関するものであることが重要です。例えば、次のような目的（テーマ）が想定されます。

1. 森の働きについての学習

内 容	林と森について学習し、その後、森林に出向いての体験学習
講師の例	「森のせんせい」、森林組合等
対象経費	【報償費】講師への謝礼代 【旅 費】講師交通費 【使用料】バスの借り上げ料 【需用費】資料作成費（色上質紙、油性マジック、ホッチキスなど）

2. 林業と木材流通についてのフィールドワーク

内 容	<small>げんぼくいちば</small> 原木市場「マルタピア」又は地域の製材所等の見学や、木材利用についての学習
講 師	原木市場の職員、地域の素材生産者、大工
対象経費	【使用料】バス借り上げ代 【需用費】資料作成費

3. 山の恵の利用、里山について学ぶ

内 容	クヌギなど原木についての学習と椎茸栽培のための菌打ち体験
講 師	原木椎茸を栽培している地元の方等
対象経費	【報償費】講師料 【役務費】講師への依頼文書などの郵便代（切手代） 【需用費】材料費（原木の購入費、菌打ち用の菌など）

4. ^{かんぱつ}間伐と木材利用について学び、間伐材による木工体験

内 容	間伐の必要性について学習し、間伐材を利用した木工体験
講 師	「森のせんせい」、間伐材木工キットの提供先の林業・製材関係者
経 費	【需用費】木工キット、カッターナイフ、資料作成費など 【報償費】講師への謝礼代

補助金の対象経費と対象外経費

補助金の対象として定めている経費は、次のとおりです。

- (1) 報償費 : 外部講師、指導者などへの謝礼など
- (2) 旅 費 : 外部講師、指導者などの旅費や公共交通機関を利用する場合の交通費
- (3) 需用費 : 資料作成に係る用紙代や、木工体験等に使う文具類などの消耗品
木工キットなどの教材費（材料費）
- (4) 役務費 : 講師への依頼状の郵送（切手、葉書代）
傷害保険料
- (5) 使用料
及び手数料 : バスの借り上げ料や、会場の借り上げ料、施設の入場料（使用料）
- (6) その他 : (1)～(5)のほか、補助金申請事務に係る経費や、事業の目的に直接使用していることが客観的に判断できる経費 ※個別にご相談ください。

◎補助金の対象外経費

事業に直接使用しないと考えられるものや、経常的に使用できる備品（棚や机）などは対象外とします。また、プリンタのトナーなど、目的以外の使用頻度が明らかに高いと考えられるものも対象外とします。

事業完了後のお願い

事業完了後には、森林環境への理解と関心をより広く周知するため、活動内容と『みえ森と緑の県民税』を活用した事業であることを、住民自治協議会のホームページや広報などへの掲載をお願いいたします。

補助金申請の方法（流れ）

1 補助金の交付申請

事業を行っていただく前に、補助金の「交付決定」を受ける必要があります。

「交付決定」を受けるためには、補助金の交付申請書など（次の（１）～（４））を提出していただく必要があります。

- （１）様式第１号「地域の森と緑のつながり支援事業補助金申請書」
- （２）参考様式１「地域の森と緑のつながり支援事業活動計画書」
- （３）外部講師等を依頼する場合は、依頼先が判断できる書類や見積書等
- （４）その他、事業の内容が分かる資料（行程表や支出経費の明細など）

申請いただいた事業内容などについて、市で審査を行い、「交付決定通知」にて事業の採択をお知らせします。事業について具体的に判断できる書類（購入予定品の内訳・個数、当日のスケジュール表等）の添付をお願いします。

申請いただいた事業内容などについて、市で審査を行い、「交付決定通知」にて事業の採択をお知らせします。

2 事業の着手

「交付決定通知」が届きましたら、「地域の森と緑のつながり支援事業着手届」をご提出ください。概算払いが必要でしたら手続きが可能です。

3 事業の実施

申請していただいた内容で事業を実施してください。原則として、申請いただいた内容を変更し、事業をしていただくことはできません。やむを得ず、変更等が発生する場合は、至急ご相談ください。場合によっては、補助金の対象外となるケースがあります。

なお、事業は令和6年2月29日（木）までに完了してください。

4 事業実績の報告 【令和6年3月8日（金）提出締切】

事業が終わりましたら、速やかに実績報告書等（次の（１）～（５））を作成し、提出してください。

- （１）様式第３号「地域の森と緑のつながり支援事業実績報告書」
- （２）参考様式２「地域の森と緑のつながり支援事業活動結果報告書」
- （３）参考様式３「地域の森と緑のつながり支援事業活動写真帳」
- （４）参考様式４「地域の森と緑のつながり支援事業領収書等整理帳」
- （５）その他、事業の内容が分かる資料（行程表やリーフレット等の成果品、補助金で購入した物品の写真等）

補助金 Q&A

Q1 他の事業とあわせて、森林の学習を行いたいが、対象になるのでしょうか。

A1 森と緑の学習活動に関する以外の目的の内容が事業に含まれる場合は、事業の主目的が森と緑の学習活動に関することであると客観的に判断出来る事が必要です。このため、行程表など（内容、交通手段、滞在時間及び移動時間などが分かる資料）を提出していただき、判断させていただくことになります。

Q2 備品は、対象にならないのでしょうか。

A2 原則、対象にはしていませんが、その備品が日常的に使用する用途のものではなく、主として申請事業に使われると客観的に判断出来るものであれば、「その他」の経費として、対象になります。

Q3 フィールドワークの際に飲むお茶の経費は、対象になりますか。

A3 「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用した補助事業のため、食糧費は対象経費として認められません。主催者でお茶等を準備する場合は、必要に応じて参加費を徴収するなどの対応をお願いします。

Q4 交付申請した補助金額と、交付決定された補助金額が異なる場合はあるのでしょうか。

A4 原則、交付申請いただいた金額で交付決定します。但し、対象外経費が含まれている場合や過大な積算をされている場合などは、内容変更を依頼することがあり、依頼に応じていただけない場合は、審査後の補助金額で交付決定を行う場合があります。

お問い合わせ

◎補助金制度に関すること、申請書等の提出先

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市 産業振興部 農林振興課 担当 山本

電話：0595-22-9712 / ファックス：0595-22-9715 / 電子メール：nourin@city.iga.lg.jp

◎事業の提案、「森のせんせい」に関すること

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県 農林水産部 みどり共生推進課

電話：059-224-2513 / ファックス：059-224-2070